

入札公告（説明書）

令和3年8月27日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 長内 和彦

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

記

第1 基本事項（調達手続の概要）

| | |
|-----------------|--|
| 1-1. 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. 所在地番号 | 01 |
| 1-3. 品目分類番号 | 17 |
| 1-4. 契約件名（調達件名） | 道央自動車道 湿塩散布車購入 |
| 1-5. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 長内 和彦 |
| 1-6. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号 (TEL) 011-896-5777 (Mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 1-7. 競争契約の方法 | 一般競争入札 |
| 1-8. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-9. 入札の方法 | 郵送入札（書留郵便等） (書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。以下同じ) |
| 1-10. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-11. 見積活用方式の有無 | 有 |
| 1-12. 単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと |
| 1-13. 入札保証 | 不要 |
| 1-14. 契約保証 | 不要 |
| 1-15. 契約書の作成 | 必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと |
| 1-16. 契約図書 | |

(1)本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|-------------|--|
| ①入札公告(説明書) | 本書 |
| ②契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【購入契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【入札者に対する指示書[郵送入札]《購買等契約》】を使用すること |
| ④共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【維持補修用機械等購入共通仕様書（平成26年7月）】を使用すること |

- ⑤特記仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
- ⑥金抜設計書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
- ⑦競争参加資格確認申請書 様式1のとおり
- ⑧入札書 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり
- ⑨単価表 上記⑥の金抜設計書内の項目等を基に入札者に対する指示書様式3により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑦に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月16日(木)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項(調達概要)

2-1. 調達内容

- (1) 調達品名及び数量等 湿塩散布車 7台
- (2) 調達仕様等 特記仕様書のとおり
- (3) 納入場所 特記仕様書のとおり
- (4) 納入期間 契約締結の日の翌日から300日間

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者(以下、「入札者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記3-2に示す「競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)(様式1)」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

(1) 審査基準日(記3-3に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。

(2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において、取引停止措置を受けていないこと(取引停止措置期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。

(3) 平成23年度以降における納入実績又は製造実績について、次のいずれかの条件を満たすこと。

① 同種機械の納入実績又は製造実績があることを証明できること。

② 商社又は代理店等で、同種機械の納入実績がない場合は、同種機械の製造実績がある製造者の代理店等であることが証明できること。

| | |
|------|--|
| 同種機械 | 東日本高速道路株式会社「維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」の「湿塩散布機」・「スノープラウ」・「トラックグレーダー」に示す機械性能・主要諸元・装置と同等程度の機械仕様を満足する機械 |
|------|--|

(4) 当該調達物品に関し、以下のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明できること。

1. 技術指導を行う技術者

納入場所において、当該機械の運転及び取扱いについて技術指導ができる十分な知識を有する技術者がいることを証明できること。

| | |
|-----------|--------------|
| 求める技術者の資格 | 二級ジーゼル自動車整備士 |
|-----------|--------------|

2. アフターサービス体制

①直営工場若しくは協力会社工場が納入場所から24時間以内に到着できるところに1箇所以上確保していること。なお、協力会社工場等の場合は協力会社工場であると証明できる契約書などの書類提出ができること。

②上記工場が国土交通省令等で定められた「自動車分解整備事業者」であること。

③故障発生時緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制を確立していること。

3. メンテナンス部品供給体制

①一括対応できる窓口があること。

②部品供給可能年数が当該機械の生産中止後10年以上であること。

(5) 審査基準日から入札・落札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員・管財人の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - iv) 組合の理事
 - v) その他業務を執行する者であつて、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成に係る留意事項を以下に示す。また、様式は A 4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

| 提出書類（様式） | 作成に係る留意事項 |
|-------------------|---|
| 競争参加資格確認申請書（様式 1） | <ul style="list-style-type: none"> ◇必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。 ◇申請書の作成に係る留意事項及び補足事項については、入札者に対する指示書 [6] を参照すること。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>納入実績又は製造実績 (様式 2)</p> | <p>◇記 3-1 (3) に示す競争参加資格を満たす納入実績又は製造実績を記載すること。</p> <p>【納入実績の場合】</p> <p>平成 23 年度以降において以下の条件を満たすことを証明できること。</p> <p>a) NEXCO 東日本への納入実績の場合は、契約書 (品名、納期、契約者の甲乙が分かるもの) の写しにより、同種機械の納入実績が確認できること。</p> <p>b) 他機関 (民間含む) への納入実績の場合は、契約書等 (納入場所、履行期間、契約内容 (品名・数量・規格等) が証明できるもの) の写し及び製作仕様書 (※1) で確認できること。</p> <p>※1 製作仕様書: 仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書をさすものとし、本調達に係る仕様書に記載された機能と同程度、及び関連法規を満足するものであること。</p> <p>【製造実績の場合】</p> <p>平成 23 年度以降において以下の条件を満たすことを証明できること。</p> <p>a) 製作仕様書、製作写真、パンフレット等により、同種機械の製造実績が確認できること。</p> <p>【商社又は代理店等で、同種機械の納入実績がない場合】</p> <p>以下の条件の全てを証明できること。</p> <p>a) 納入予定機械の製造業者の代理店等であることを製造業者との契約書又は納入実績証明書等により証明できること。</p> <p>b) 納入予定機械の製造業者の製作仕様書、製作写真、パンフレット等により、平成 23 年度以降同種機械の製造実績を証明できること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p> |
| <p>アフターサービス・メンテナンス体制 (様式 3)</p> | <p>◇記 3-1 (4) に示すアフターサービス・メンテナンス体制について記載すること。</p> <p>1. 技術指導を行う技術者 (下記の全てを満たすこと)</p> <p>a) 自動車整備士技能検定規則 (昭和 26 年運輸省令第 71 号) の規定による二級ジーゼル自動車整備士に合格したことを、合格証書の写し等により証明できること。</p> <p>2. アフターサービス体制</p> <p>1) 整備工場 (下記の全てを満たすこと)</p> <p>a) 当該機械のメンテナンス実績を有する直営整備工場若しくは、協力会社整備工場を有すること。協力会社整備工場の場合は、指定工場又は協力会社整備工場であることを契約書などの書類で証明できること。</p> <p>b) 道路運送車両法第 7 8 条の「自動車分解整備事業者」の認証書の写しにより、認証を受けたことが証明できること。</p> <p>c) 当該機械が納入場所から 2 4 時間以内に到着できる整備工場を 1 箇所以上確保していること。</p> <p>2) 故障連絡体制 (下記の全てを満たすこと)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>a) 当該機械の故障について、一括対応できる窓口を有すること。</p> <p>b) 故障発生等緊急時における技術者の連絡体制及び派遣体制が確立されていること。</p> <p>3. メンテナンス部品供給体制 (下記の全てを満たすこと)</p> <p>a) 当該機械の部品の供給について、一括対応できる窓口を有すること。</p> <p>b) 当該機械の部品供給可能年数は、生産中止後 10 年以上であること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p> |
|--|---|

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ①提出期間 入札公告の日から令和 3 年 9 月 16 日(木)午後 4 時 00 分まで
- ②提出場所 記 1-6 「契約担当部署」
- ③提出方法 書留郵便等 (提出期限までに必着のこと)
- ④提出書類 記 3-2 により作成した「申請書」※正に押印すること。

申請書は A4 判で作成し、正 1 部、副 1 部を提出するものとする。

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[6][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 3 年 10 月 6 日 (水)

(2) 「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日 (休日を含まない) 以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第 4 見積活用方式

4-1. 見積活用方式の概要

- (1) 本件は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式 (以下「本方式」という。) の対象の調達である。
- (2) 本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容 (設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか) について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書 (これら以下「最終参考見積書」という。) を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

4-2. 参考見積書の提出期限等

入札者は、参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ①提出期間 記 3-3. 競争参加資格確認申請に示す競争参加資格確認申請書の提出期間に同じ
- ②提出場所 記 1-6 「契約担当部署」
- ③提出方法 書留郵便等 (提出期限までに必着のこと)
- ④提出書類 参考見積書 (様式 4-1、4-2 及び添付資料) 正 1 部、副 1 部

4-3. 参考見積書の内容に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容確認の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う。参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和 3 年 10 月 11 日（月）から令和 3 年 10 月 22 日（金）までの間までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、Web 会議、電子メール又は電話により行う。

4-4. 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、記 4-3 の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ①訂正参考見積書提出期間 記 5-2. 入札及び開札に示す入札書の提出期限に同じ
- ②訂正参考見積書提出場所 記 1-6 「契約担当部署」
- ③訂正参考見積書提出方法 書留郵便等（提出期限までに必着のこと）
- ④提出書類 訂正参考見積書（様式 4-1、4-2 及び添付資料）正 1 部、副 1 部

なお、記 4-3 による問合せが無かった入札者及び記 4-3 による問合せがあった者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

4-5. その他

- (1) 記 4-2 若しくは必要に応じて記 4-4 に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (2) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (3) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いを行わない。
- (4) 最終参考見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第 5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

- ①「入札書」… 入札者に対する指示書[9]を参照のこと
- ②「単価表」… 入札者に対する指示書[10]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①入札書の提出期限 令和 3 年 10 月 29 日（金） 午後 4 時 00 分
- ②入札書の提出場所 記 1-6 「契約担当部署」
- ③入札書の提出方法 書留郵便等（提出期限までに必着のこと）

なお、送付方法については、入札者に対する指示書[11]及び[12]を参照のこと。
ただし、入札者に対する指示書[11]③(1)に記載の「競争参加資格確認申請書」の再度の提出は不要とする。

- ④開札執行日時 令和 3 年 11 月 18 日（木） 午前 10 時 30 分
- ⑤開札執行場所 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]～[21]を参照のこと。

5-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって、本業務の契約金額とし、当該入札価格により入札した者を落札者と決定する。
- (2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 令和3年8月27日(金)から令和3年10月21日(木) 午後4時00分まで
- ② 受付場所 記1-6「契約担当部署」
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を電子メール(電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。以下同じ)又は書留郵便等(受付期間内に必着のこと)により提出すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。)
- ② 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

6-5. 苦情申し立て

本手続における競争参加資格の確認又はその他手続きに不服のある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府 政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111(大代表))に対して苦情の申し立てを行うことができる。

6-6. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

以 上